

投票区と投票所

	投票区	投票所	区域
本 庁 地 区	第1投票区	南山崎小学校屋内運動場	大平上、大平下、下唐川(馬場)
	第2投票区	唐川ふれあいプラザ	上唐川、下唐川(馬場を除く。)
	第3投票区	北山崎小学校屋内運動場	中村、本郡、尾崎、三島、市場
	第4投票区	三秋集会所	三秋
	第5投票区	森集会所	森
	第6投票区	稲荷東集会所	稲荷
	第7投票区	中央公民館大集会室	灘町A(寿楽座通り)、旭町A・B・C・D)、米湊C、下吾川2
	第8投票区	郡中小学校屋内運動場	上吾川、下吾川1
	第9投票区	ふるさと創生館	灘町A(港組、新地、灘町4・5・6丁目、国鉄通り)、灘町B、米湊B
	第10投票区	聖集会所	米湊A-1・A-2
	第11投票区	さざなみ館	湊町A・B・C
	第12投票区	新川集会所	下吾川3
	第13投票区	鳥ノ木団地集会所	下吾川4・5
	第14投票区	下三谷集会所	下三谷
	第15投票区	みたにふれあい館	上三谷
	第16投票区	上野集会所	上野
	第17投票区	宮下集会所	宮下、八倉
中 山 地 区	第18投票区	中山地区公民館	上長沢、長沢団地、下長沢、泉町一・二・三・四、福元、高岡、柚之木、平村、添賀、豊岡一・二、東町、門前、坪井、小池、栃谷、日南登、漆、福岡、平沢
	第19投票区	永木構造改善センター	重藤、永木、福住、梅原
	第20投票区	野中構造改善センター	大矢、野中、影之浦、栗田二・三
双 海 地 区	第21投票区	佐礼谷生活改善センター	櫻峠、竹之内、日浦、影浦、障子ヶ谷、坪ノ内、村中、山口、中替地、柿谷、安別当、梅之木、源氏、赤海、中山犬寄
	第22投票区	ふたみ基幹集落センター	高野川、小網、城ノ下、双海灘町1・2・3・4・5丁目、両谷、本郷、塩屋、唐崎
	第23投票区	翠小学校屋内運動場	久保、三島、岡、日尾野、粒野、双海犬寄、東峰、大栄、奥大栄、高見
	第24投票区	下灘コミュニティセンター	本谷、石久保、関住、富岡、日喰、上浜、下浜、奥東、奥西、池ノ久保、本村
	第25投票区	富貴集会所	富貴、満野浜、満野空、松尾

7月29日(日)は 参議院議員通常選挙投票日

『参議院議員通常選挙』が7月12日(木)公示、7月29日(日)投票と決まりました。皆さんの意見を反映させるため、大切な自分の一票を無駄にしないようにこぞって投票しましょう。

投票日

■日時 7月29日(日) 7時～20時

■場所 左表のとおり

期日前投票

■日時 7月13日(金)～28日(土) 8時30分～20時

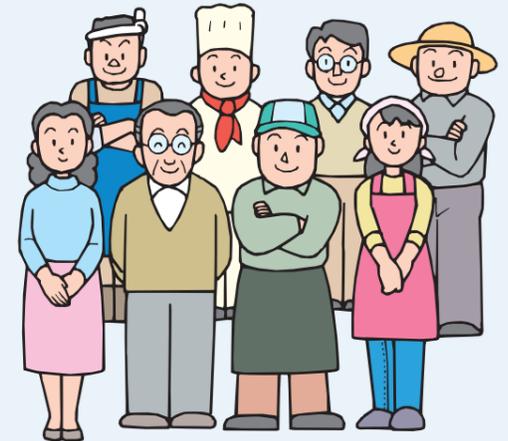
■場所

【本庁地区】…伊予市市民会館1階会議室

【中山地区】…中山地区公民館

【双海地区】…双海地域事務所

※いずれの場所でも投票できます。

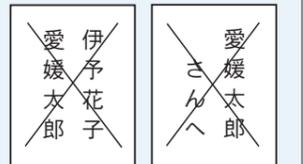


《無駄にたくないこの一票…無効投票》

せっかく投票した貴重な一票も、次のような投票は無効になってしまいます。投票は正しくはっきり書きましょう。

- ① 所定の用紙を使用しなかった
- ② 2人以上の氏名を書いた
- ③ 候補者の氏名のほか、それ以外のことを書いた
(氏名の下に「へ」「さんへ」と付いたり、「必勝」「当選」など書いても無効)
- ④ 立候補していない人の名前を書いた
- ⑤ だれの氏名か確認できない
- ⑥ 白紙投票、いたずら書き

《こんな投票は無効です!》



落成式や開店祝いの花束



時候のあいさつ状



祭りや旅行などへの差し入れ



秘書等が代理で出席する場合の結婚祝

次のような行為は
禁止されています

「三ない」とは、政治家の寄附について『贈らない、求めない、受け取らない』ということです。公職選挙法では、日常のつきあいとして一般的に行われている寄附であっても、政治家はこれを行うことができません。政治に携わる者はもちろんのこと、有権者一人一人が認識を高め、自覚することが必要です。くれぐれも安易な気持ちで、政治家から寄附を求めようとしてはいけません。

贈らない!
求めない!
受け取らない!
『三ない運動』
みんなで守ろう